

奈良県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十一年十二月十八日大和平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成三十一年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾